２０１３年
１２月９日発行

県職員九条の会ニュース

「戦争ができる国ではなく、戦争がやめられなくなる国になる」

神奈川県職員九条の会「平和の集い」を開催

12月7日、県職員九条の会は波止場会館にて「平和の集い」を開催し、「集団的自衛権・秘密保護法・憲法改正」と題して、北神英典（きたかみ ひでのり）弁護士（横浜合同法律事務所）が講演しました。

北神弁護士は、一橋大学を卒業後、共同通信の取材記者として、東京地裁、東京高裁、最高裁、東京地検特捜部、東京国税局、宮内庁などを担当され、デスクとして在職中に司法試験に合格し弁護士になられた経歴の持ち主。前日の6日深夜に参議院本会議で採決された特定秘密保護法についても記者の視点を伺わせる鋭い切り口で話してくださいました。

秘密保護法は基本的人権、国民主権、平和主義を侵害する

講演では、「今、戦争体験を語る・聞くということが大切。戦争体験が増え、戦争の本質を全くわかっていない。戦争は、勝者がいれば敗者がいる。敗者にも家族があり生活がある。秘密保護法を施行させない・実行させないようにしなければならい」「先日、横浜高島町前で50～60人の弁護士が宣伝をおこなった。ラの受け取りも日増し増え、おかしいというが広がりつつあった「秘密保護法は、憲法ある基本的人権の尊重国民主権、平和主義を害する。また三権分立国政調査権、司法権も骸化される」「懲役は高10年以下」「地方共団体は情報提供を一受けない。地方自治、体自治は形骸化される施行日に41万件もの密が指定され、首相や僚が管理するのは不能。政治家は官僚が出てきたものを丸呑みするしかなくなり、自民党自分の首を絞めることになる。秘密事項を中央庁、防衛省、外務省官が全面管理することとなる」「もともと自民党のDNAは憲法改正。それは安倍政権の悲願。しかし国民の改正は必要ないという世論におされ、一旦、憲法改正を退け、外堀をうめることにでた。その一つが秘密保護法である」と熱弁されました。

集団的自衛権の行使は憲法上許されない

また、集団的自衛権について「憲法9条において許容は必要最小限とされ、集団的自衛権の行使は憲法上許されない。安倍首相は、国連憲章でも確認されている自然権というが、国連憲章でも例外規定となっている」「今、アメリカの世界戦略の一環として、自衛隊が米軍の指揮の下で米軍を補完して海外で戦う軍隊となること、そのために集団的自衛の禁止を取り払うことが強く要請されている」「自民党の対米従属政策が急進化しており、武器輸出三原則の見直し、国家安全保障基本法の制定や防衛省改革も目論まれている」。

特定秘密保護法を施行させない活動、特定秘密保護法を廃止させる活動を

「これからは、特定秘密保護法を施行させない活動、特定秘密保護法を廃止させる活動、司法に対する監視、賛同した議員を落選させる活動、憲法の意義・恩恵を伝えていく活動を行なっていくことが大事である」とまとめ、大きな拍手で平和の集いは盛会に終わりました。

秘密保護法廃止の活動を

秘密保護法：施行日に41万件もの秘密が指定